

## 岡山県土地改良事業団体連合会のプライバシーポリシー

平成28年5月1日

### 1. 名称等

岡山県岡山市北区内山下1-3-7  
岡山県土地改良事業団体連合会

### 2. 利用目的

岡山県土地改良事業団体連合会定款第4条に規定する事業の円滑な実施のために利用する。

労働者等（雇用管理ガイドライン第2の7に規定する労働者等をいう。）の個人情報とは、前項に掲げる事業等を実施する際の雇用管理のために利用する。

### 3. 個人情報保護に関する方針

- (1) 法令等を遵守し、個人情報を適切に取扱う。
- (2) 苦情処理に適切に取り組む。
- (3) 個人情報の利用目的は可能な限り限定して示す、又は本人の選択による利用目的の限定に取り組むなど、本人にとって利用目的がより明確になるようにする。
- (4) 個人データの取扱いを外部に委託する場合には、委託する事務の内容を公表する等委託処理の透明化を進める。
- (5) 本人からの求めにより保有個人データを開示するときは、個人情報の取得元又はその取得方法を可能な限り具体的に明記する。
- (6) 保有個人データについて本人から求めがあった場合には、利用停止に応じる。

2 連合会に対し、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかでない場合

(2) 第6条第5項第1号から第3号までに該当する場合

3 連合会は、前項の規定により求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、当該決定をした旨を通知するものとする。

### 4. 保有個人データに関する本人からの次に掲げる求めに応じる手続き及び手数料

利用目的の通知の求め、開示の求め、内容の訂正、追加又は削除の求め、利用の停止又は消去の求め、第三者提供の停止の求めを行う者はその求めを行う旨及びその内容を記載した書面を会長へ提出するとともに、次に掲げる書類を提示し、又は提出しなければならない。

- (1) その求めをする者が本人である場合は、本人であることを示す書類
  - (2) その求めをする者が未成年者、成年被後見人の法定代理人若しくはその求めをするにつき本人が委任した代理人である場合は、代理人であることを証する書類
- 利用目的の通知の求め等に当たっては、必要に応じて手数料を徴収するものとする。
- 2 前項に規定する手数料の納付は、現金支払又は振込によるものとする。ただし、送料については、郵便切手によることができるものとする。

#### 5. 個人情報の取扱いに関する苦情の申出先

岡山県土地改良事業団体連合会は個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

- 2 前項の目的を達成するために、苦情の適切かつ迅速な処理は、個人情報保護管理者等が担当し、申出先は岡山県岡山市中区中納言町1-6 岡山県土地改良事業団体連合会総務部とする。